

令和 4 年

市議会 3 月定例会議案

知立市



## 令和 4 年市議会 3 月定例会議案

| 所 管 | 番 号      | 案 件                                         |
|-----|----------|---------------------------------------------|
| 土 開 | 報告第 1 号  | 令和 3 年度知立市土地開発公社事業計画変更及び補正予算（第 1 号）         |
| 土 開 | 報告第 2 号  | 令和 4 年度知立市土地開発公社事業計画及び予算                    |
| 協 働 | 同意第 1 号  | 知立市公平委員会委員の選任について                           |
| 教 庶 | 同意第 2 号  | 知立市教育委員会委員の任命について                           |
| 福 祉 | 議案第 2 号  | 第 3 次知立市地域福祉計画の策定について                       |
| 協 働 | 議案第 3 号  | 知立市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例           |
| 企 画 | 議案第 4 号  | 知立市基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例                 |
| 企 業 | 議案第 5 号  | 知立市企業立地促進条例                                 |
| 総 務 | 議案第 6 号  | 知立市公契約条例                                    |
| 総 務 | 議案第 7 号  | 知立市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例                 |
| 総 務 | 議案第 8 号  | 知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例    |
| 総 務 | 議案第 9 号  | 知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例          |
| 総 務 | 議案第 10 号 | 知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                    |
| 総 務 | 議案第 11 号 | 知立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例                 |
| 総 務 | 議案第 12 号 | 知立市個人情報保護条例の一部を改正する条例                       |
| 総 務 | 議案第 13 号 | 知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例 |
| 総 務 | 議案第 14 号 | 知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例   |
| 安 心 | 議案第 15 号 | 知立市消防団条例の一部を改正する条例                          |
| 安 心 | 議案第 16 号 | 知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例                  |

| 所 管 | 番 号       | 案 件                                                     |
|-----|-----------|---------------------------------------------------------|
| 環 境 | 議案第 1 7 号 | 知立市環境美化推進条例の一部を改正する条例                                   |
| 土 木 | 議案第 1 8 号 | 知立市道路占用料条例の一部を改正する条例                                    |
| 土 木 | 議案第 1 9 号 | 知立市法定外公共用物管理条例の一部を改正する条例                                |
| 土 木 | 議案第 2 0 号 | 知立市準用河川占用料条例の一部を改正する条例                                  |
| 建 築 | 議案第 2 1 号 | 知立市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例                 |
| 総 務 | 議案第 2 2 号 | 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 土 木 | 議案第 2 3 号 | 市道路線の認定について                                             |
| 教 庶 | 議案第 2 4 号 | 工事請負契約の締結について（トイレ改修工事（知立中学校））                           |
|     | 議案第 2 5 号 | 令和 3 年度知立市一般会計補正予算（第 1 3 号）                             |
| 国 保 | 議案第 2 6 号 | 令和 3 年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）                         |
| 長 寿 | 議案第 2 7 号 | 令和 3 年度知立市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）                           |
| 国 保 | 議案第 2 8 号 | 令和 3 年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）                        |
| 水 道 | 議案第 2 9 号 | 令和 3 年度知立市水道事業会計補正予算（第 1 号）                             |
| 下 水 | 議案第 3 0 号 | 令和 3 年度知立市下水道事業会計補正予算（第 1 号）                            |
|     | 議案第 3 1 号 | 令和 4 年度知立市一般会計予算                                        |
| 国 保 | 議案第 3 2 号 | 令和 4 年度知立市国民健康保険特別会計予算                                  |
| 財 務 | 議案第 3 3 号 | 令和 4 年度知立市土地取得特別会計予算                                    |
| 長 寿 | 議案第 3 4 号 | 令和 4 年度知立市介護保険特別会計予算                                    |
| 国 保 | 議案第 3 5 号 | 令和 4 年度知立市後期高齢者医療特別会計予算                                 |
| 水 道 | 議案第 3 6 号 | 令和 4 年度知立市水道事業会計予算                                      |
| 下 水 | 議案第 3 7 号 | 令和 4 年度知立市下水道事業会計予算                                     |

報告第 1 号

令和 3 年度知立市土地開発公社事業計画変更及び補正予算（第 1 号）

知立市土地開発公社の経営状況を説明する書類を、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

報告第 2 号

令和 4 年度知立市土地開発公社事業計画及び予算

知立市土地開発公社の経営状況を説明する書類を、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

同意第 1 号

知立市公平委員会委員の選任について

下記の者を知立市公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 春 田 昌 吾

生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

同意第2号

知立市教育委員会委員の任命について

下記の者を知立市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和4年2月22日提出

知立市長 林 郁 夫

記

住 所 [REDACTED]  
氏 名 伊 藤 沙 織  
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

## 議案第 2 号

### 第 3 次知立市地域福祉計画の策定について

第 3 次知立市地域福祉計画を別紙のとおり策定するため、知立市議会の議決すべき事件を定める条例（平成 2 5 年知立市条例第 2 9 号）第 2 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

#### 提案理由

この案を提出するのは、第 3 次知立市地域福祉計画を策定するため必要があるからである。

## 議案第 3 号

知立市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

知立市長 林 郁 夫

知立市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

知立市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例（昭和 4 5 年知立市条例第 9  
4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「市長の面前において、宣誓書（様式第 1）に署名」を「別記様式によ  
る宣誓書を市長に提出」に改める。

様式第 1 を別記様式とする。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、職員の服務の宣誓に関する政令の一部改正に鑑み必要が  
あるからである。

## 議案第 4 号

知立市基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

知立市基金条例の一部を改正する条例（平成 3 0 年知立市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

附則中「令和 4 年 4 月 1 日」を「令和 8 年 4 月 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、市制 5 0 周年事業の再延期に伴い必要があるからである。

## 議案第 5 号

### 知立市企業立地促進条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

### 知立市企業立地促進条例

#### (目的)

第 1 条 この条例は、市内に工場等を新設又は増設（以下「新設等」という。）する事業者に対して奨励措置を講ずることにより、工場等の立地の促進と市民の雇用機会の創出を図り、もって産業の振興と市民生活の向上に資することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 営利を目的として工場等を新設等し、かつ、継続的に事業を営む、知立市暴力団排除条例（平成 2 4 年知立市条例第 9 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない法人又は個人をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（次号の者を除く。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 8 5 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体をいう。
- (3) 小規模企業者 中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者をいう。
- (4) 工場等 製造業（日本標準産業分類に規定する大分類 E－製造業の事業をいう。）に係る物品の製造又はその研究開発の用に直接供する施設及びこれらに付帯する施設をいう。
- (5) 指定地域 本市に属する地域のうち、次に掲げるものをいう。

ア 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 8 条第 1 項第 1 号の準工業地

## 域及び工業地域

イ 都市計画法第18条の2第1項の規定により定められた知立市の都市計画に関する基本的な方針において産業促進拠点とされた地域のうち、市長が別に定める地域

(6) 新設 市内に工場等を有しない事業者が、指定地域内に工場等を新たに設置することをいう。

(7) 増設 市内に工場等を有する事業者が、指定地域内にある既存の工場等を拡充し、若しくは全部を建て替え、又は指定地域内に工場等を新たに設置することをいう。

(8) 投下固定資産 工場等の新設等のために取得した地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産（償却資産を除く。）をいう。

(9) 固定資産取得費用 事業者が投下固定資産の取得に要した費用の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）をいう。

（奨励措置）

第3条 市長は、予算の範囲内において、指定地域内に工場等を新設等する事業者が次のいずれにも該当するときは、工場等建設奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとする。

(1) 固定資産取得費用が、次に掲げる区分に応じて定める額以上であること。

ア 小規模企業者 3000万円

イ 中小企業者 1億円

ウ ア及びイ以外の事業者 5億円

(2) 投下固定資産に関して市からその他の補助金等を受けていないこと。

2 市長は、前項に定めるもののほか、工場等の新設等に関し必要と認める支援を行うことができる。

（事業者の認定）

第4条 前条第1項に規定する奨励措置を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、市長に対し認定の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、奨励措置を講ずる事業者として認定する。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定による認定に必要な条件を付することができる。

(奨励金の交付申請及び決定)

第5条 前条第2項に規定する奨励措置の認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)は、認定を受けた奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に交付の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定し、認定事業者に対してその旨を通知するものとする。

(重複受給の禁止)

第6条 事業者は、同一の工場等の同一の新設等において、知立市企業再投資促進事業費補助金交付要綱に規定する補助金(以下「再投資補助金」という。)の交付を重複して受けることができない。

2 事業者は、過去に奨励金又は再投資補助金の交付を受けた工場等の存する同一の事業所において、同一の事業で第4条に規定する申請をすることができない。

3 事業者は、奨励金又は再投資補助金の交付を受けている期間は、新たに第4条に規定する申請をすることができない。

(操業継続期間)

第7条 第5条第2項の規定により交付の決定を受けた認定事業者は、当該決定に係る工場等の操業を操業開始の日から5年間継続しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 奨励金を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(認定の取消し)

第9条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第2項の規定により行った認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は市長の指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により認定を受けたと認められるとき。
- (4) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が奨励措置を講ずることが適当でないと認めるとき。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、奨励金の交付を受けた認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 前条の規定により認定を取り消されたとき。
- (2) 奨励措置の対象となった工場等が操業開始の日から5年を経ないで操業を休止し、又は廃止したと認められるとき。
- (3) 市税を滞納したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が奨励金を交付することが適当でないと認めるとき。

(事業者の地位の承継)

第11条 相続、譲渡、合併等により認定事業者に変更が生じたときは、奨励措置に係る事業が継続される場合に限り、当該事業の承継人は、市長の承認を受けてその地位を承継することができる。

(財産処分の制限)

第12条 認定事業者は、奨励金の交付を受けた投下固定資産を、市長の承認を受けることなく、操業開始の日から5年を経ないで奨励金の交付の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、担保に供し、貸し付け、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(報告及び立入検査)

第13条 市長は、この条例の施行において、認定事業者に対して必要な報告を求め、又は立入調査を行うことができる。

(認定事業者の役割)

第14条 認定事業者は、知立市中小企業振興基本条例（平成25年知立市条例第2号）第5条、第6条又は第10条の規定による役割を果たすよう努めなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、市内に工場等を新設等する事業者に対して奨励措置を講ずるため必要があるからである。

## 議案第 6 号

### 知立市公契約条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

### 知立市公契約条例

#### (目的)

第 1 条 この条例は、公契約に関し、基本方針を定め、市及び公契約の相手方の責務を明らかにするとともに、公契約の適正な履行の確保及び労働者等の適正な労働環境の整備を図り、もって市民の生活の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### (用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が締結する工事、製造その他の契約で、市がその目的たる給付に対して対価の支払いをすべきものをいう。
- (2) 市長等 市長、教育委員会及び水道事業管理者の権限を行う市長をいう。
- (3) 事業者等 市と公契約を締結する者及び市以外の者から当該公契約に係る業務の一部を受注する者をいう。
- (4) 労働者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 9 条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

であって、事業者等に雇用され、公契約に係る業務に従事するもの

イ 自らが提供する労務の対価を得るため、公契約に係る業務を受注する者

#### (基本方針)

第 3 条 市は、次に掲げる事項を基本として、公契約に係る事務を実施するものと

する。

(1) 公契約の適正な履行並びに公共事業及び公共サービスの良好な品質を確保すること。

(2) 公契約の過程において、透明性及び競争の公正性を確保するとともに、不正行為の排除を徹底すること。

(3) 適正な労働環境を整備すること。

(4) 地域経済及び地域社会の健全な発展を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条の基本方針にのっとり、公契約に関する必要な取組を実施するものとする。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、この条例の目的を踏まえ、公契約に携わる者として社会的な責任を自覚し、法令を遵守するとともに、公契約を適正に履行しなければならない。

2 事業者等は、公契約に関する市の取組に協力するよう努めなければならない。

(公契約の適正な履行)

第6条 市長等は、公契約の適正な履行を確保するため、価格、品質、納期その他の契約条件が適正なものとなるよう努めなければならない。

2 市長等は、予定価格を算出するに当たっては、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格等を的確に反映して積算しなければならない。

3 事業者等は、公契約の適正な履行を確保できるよう、労務費その他の経費を適正に積算しなければならない。

(適正な公契約の締結)

第7条 市長等は、公契約に係る事業の重要性、緊急性及び効率性を考慮して、適正な時期に適正かつ合理的な規模で公契約を締結しなければならない。

2 市長等は、公契約の締結に当たっては、その性質及び目的を踏まえた適正な契約方法を採用するとともに、公正な競争の下で行わなければならない。

(適正な労働環境の整備)

第8条 事業者等は、労働基準法その他関係法令を遵守し、労働者等の適正な労働環境を整備しなければならない。

(労働環境の確認)

第9条 市長等は、規則で定める公契約（以下「特定公契約」という。）に係る事業者等（以下「対象事業者等」という。）に対し、当該公契約に係る労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備が図られていることを確認するために、必要な報告を求めるものとする。

（労働者等への周知）

第10条 対象事業者等は、次に掲げる事項について、特定公契約に係る業務が行われる場所に掲示し、又は書面で交付することにより、特定公契約に係る労働者等（以下「対象労働者等」という。）に周知しなければならない。

（1）対象労働者等の範囲

（2）愛知県の地域別最低賃金

（3）次条の規定による申出をする場合の申出先

（4）次条の規定による申出をしたことを理由に、解雇、契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること。

（労働者等の申出等）

第11条 対象労働者等は、賃金及び契約代金（以下「賃金等」という。）が支払われるべき日において、支払われるべき賃金等が支払われていない場合又は支払われた当該賃金の額が愛知県の地域別最低賃金を下回る場合は、市長等又は対象事業者等にその事実を申し出ることができる。

2 市長等は、対象労働者等から前項の規定による申出があった場合は、対象労働者等に対し、その申出の事実を確認するために必要な資料の提出を求めるものとする。

（不利益取扱いの禁止）

第12条 対象事業者等は、対象労働者等から前条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該対象労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

（是正措置等）

第13条 市長等は、第9条に基づく労働環境の確認又は第11条に基づく労働者等の申出による確認の結果、労働環境が整備されていないと認めるときは、対象事業者等に対し、是正するよう指導するものとする。

2 前項の規定による指導を受けた対象事業者等は、速やかに是正措置を講ずるとともに、講じた措置及びその結果を市長等に報告しなければならない。

3 市長等は、必要があると認めるときは、対象事業者等に対し前項の内容につい

て説明を求めることができる。

4 市長等は、対象事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、入札参加資格停止の措置を講ずることができる。

(1) 第9条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 第1項の規定による是正の指導に従わないとき。

(3) 第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(市内事業者等の受注機会の確保)

第14条 市は、地域経済の発展並びに地域における防災の体制維持及び向上を図るため、市内に事務所又は事業所を有する事業者等の受注の機会を確保するよう努めるものとする。

(指定管理者との協定の取扱い)

第15条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者との間で締結する公の施設の管理に関する協定（知立市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年知立市条例第21号）第7条に規定する協定をいう。）は、公契約とみなして、この条例の規定を適用する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長等が定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に公告その他の申込みの誘引が行われる公契約から適用する。

提案理由

この案を提出するのは、公契約の適正な履行及び労働者等の適正な労働環境の確保のため必要があるからである。

## 議案第 7 号

知立市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

知立市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 4 5 年知立市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名しなければ」を「を任命権者に提出してからでなければ、」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、職員の服務の宣誓に関する政令の一部改正に鑑み必要があるからである。

## 議案第 8 号

知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の  
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

知立市長 林 郁 夫

知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を  
改正する条例

知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 4 5 年  
知立市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 2 . 5」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、市議会議員の期末手当の額の改定のため必要があるから  
である。

## 議案第 9 号

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正  
する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

知立市長 林 郁 夫

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 4 5 年知立市条例第  
3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 2 . 5」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定のため必  
要があるからである。

## 議案第 10 号

### 知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 22 日提出

知立市長 林 郁 夫

### 知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

知立市職員の給与に関する条例（昭和 45 年知立市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に改め、同条第 3 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 67.5」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

#### 提案理由

この案を提出するのは、職員の期末手当の額の改定のため必要があるからである。

## 議案第 11 号

### 知立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 22 日提出

知立市長 林 郁 夫

### 知立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

知立市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年知立市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 章 部分休業（第 19 条―第 22 条）」を「第 4 章 部分休業（第 19 条―第 22 条）」を第 5 章 任命権者が講じるべき措置等（第 23 条・第 24 条）」に改める。

第 2 条第 3 号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第 19 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める」に改め、同号ア及びイを削る。

本則に次の 1 章を加える。

#### 第 5 章 任命権者が講じるべき措置等

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 23 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員

が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 24 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）職員に対する育児休業に係る研修の実施
- （2）育児休業に関する相談体制の整備
- （3）その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するため必要があるからである。

## 議案第 12 号

### 知立市個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 22 日提出

知立市長 林 郁 夫

### 知立市個人情報保護条例の一部を改正する条例

知立市個人情報保護条例（平成 13 年知立市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 9 項」に改める。

第 6 条第 1 号中「第 52 条第 1 項」を「第 52 条」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

#### 提案理由

この案を提出するのは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止等に伴い必要があるからである。

## 議案第 13 号

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める  
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 22 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例  
の一部を改正する条例

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例（平成  
22 年知立市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日  
から令和 5 年 3 月 31 日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、市長の給料月額の特例の期間の延長のため必要があるか  
らである。

## 議案第 14 号

知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 22 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年  
知立市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 2 号中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に改め  
る。

### 附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年 3 月 31 日に在職する者に対して支給する期末手当については、この  
条例による改正後の知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に  
関する条例第 7 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 提案理由

この案を提出するのは、会計年度任用職員の期末手当の額の改定のため必要があ  
るからである。

議案第 15 号

知立市消防団条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 22 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市消防団条例の一部を改正する条例

知立市消防団条例（昭和 45 年知立市条例第 79 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第 14 条第 1 項の表団員の項報酬の年額の欄中「32,000」を「36,500」に改め、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 団員が職務に従事したときは、1 日につき、次の表に掲げる出動報酬を支給する。

| 職務                                                                     | 出動報酬の額 |
|------------------------------------------------------------------------|--------|
|                                                                        | 円      |
| 災害又は警戒に係る出動                                                            | 8,000  |
| 教育、訓練等                                                                 | 4,000  |
| 備考 災害又は警戒に係る出動の時間が 4 時間以下の場合の出動報酬の額は、この表に定める出動報酬の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。 |        |

第 15 条中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とする。

附 則

- この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の第 14 条及び第 15 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後に支給すべき

事由が生じた出動報酬及び費用弁償から適用し、同日前に支給すべき事由が生じた費用弁償については、なお従前の例による。

#### 提案理由

この案を提出するのは、消防団員の報酬を引き上げる等のため必要があるからである。

## 議案第 16 号

### 知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 22 日提出

知立市長 林 郁 夫

### 知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

知立市消防団員等公務災害補償条例（昭和 45 年知立市条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

提案理由

この案を提出するのは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

## 議案第 17 号

### 知立市環境美化推進条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 22 日提出

知立市長 林 郁 夫

### 知立市環境美化推進条例の一部を改正する条例

知立市環境美化推進条例（平成 23 年知立市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「毎年 6 月の第 1 日曜日」を「市長が定める日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

この案を提出するのは、環境美化推進市民行動の日に実施する事業を社会情勢の変化に応じて実施するため必要があるからである。

議案第 18 号

知立市道路占用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 22 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市道路占用料条例の一部を改正する条例

知立市道路占用料条例（昭和 50 年知立市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

道路占用料

| 占用物件                     |                 | 単位                   | 占用料        |
|--------------------------|-----------------|----------------------|------------|
| 法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物 | 第 1 種電柱         | 1 本 1 年につき           | 円<br>9 5 0 |
|                          | 第 2 種電柱         |                      | 1 , 5 0 0  |
|                          | 第 3 種電柱         |                      | 2 , 0 0 0  |
|                          | 第 1 種電話柱        |                      | 8 5 0      |
|                          | 第 2 種電話柱        |                      | 1 , 4 0 0  |
|                          | 第 3 種電話柱        |                      | 1 , 9 0 0  |
|                          | その他の柱類          |                      | 8 5        |
|                          | 共架電線その他上空に設ける線類 | 長さ 1 メートル 1 年につき     | 9          |
|                          | 地下に設ける電線その他の線類  |                      | 5          |
|                          | 路上に設ける変圧器       | 1 個 1 年につき           | 8 3 0      |
|                          | 地下に設ける変圧器       | 占用面積 1 平方メートル 1 年につき | 5 1 0      |

|                        |                           |         |                  |                |
|------------------------|---------------------------|---------|------------------|----------------|
|                        | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所     |         | 1個1年につき          | 1,700          |
|                        | 郵便差出箱及び信書便差出箱             |         |                  | 720            |
|                        | 広告塔                       |         | 表示面積1平方メートル1年につき | 2,400          |
|                        | その他のもの                    |         | 占用面積1平方メートル1年につき | 1,700          |
| 法第32条第1項第2号に掲げる物件      | 外径が0.07メートル未満のもの          |         | 長さ1メートル1年につき     | 36             |
|                        | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの |         |                  | 51             |
|                        | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの |         |                  | 77             |
|                        | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの |         |                  | 100            |
|                        | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの  |         |                  | 150            |
|                        | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの  |         |                  | 200            |
|                        | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの  |         |                  | 360            |
|                        | 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの    |         |                  | 510            |
|                        | 外径が1メートル以上のもの             |         |                  | 1,000          |
| 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設 |                           |         | 占用面積1平方メートル1年につき | 1,700          |
| 法第32条第1項第5号に掲げる施設      | 地下街及び地下室                  | 階数が1のもの |                  | Aに0.005を乗じて得た額 |
|                        |                           | 階数が2のもの |                  | Aに0.008を乗じて得た額 |

|                                            |                              |                          |                  |               |
|--------------------------------------------|------------------------------|--------------------------|------------------|---------------|
|                                            |                              | 階数が 3 以上のもの              |                  | Aに0.01を乗じて得た額 |
|                                            | 上空に設ける通路                     |                          |                  | 1, 200        |
|                                            | 地下に設ける通路                     |                          |                  | 710           |
|                                            | その他のもの                       |                          |                  | 1, 700        |
| 法第32条第1項第6号に掲げる施設                          | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの     |                          | 占用面積1平方メートル1日につき | 24            |
|                                            | その他のもの                       |                          | 占用面積1平方メートル1月につき | 240           |
| 道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件 | 看板（アーチであるものを除く。）             | 一時的に設けるもの                | 表示面積1平方メートル1月につき | 240           |
|                                            |                              | その他のもの                   | 表示面積1平方メートル1年につき | 2, 400        |
|                                            | 標識                           |                          | 1本1年につき          | 1, 400        |
|                                            | 旗ざお                          | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 1本1日につき          | 24            |
|                                            |                              | その他のもの                   | 1本1月につき          | 240           |
|                                            | 幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。） | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | その面積1平方メートル1日につき | 24            |
|                                            |                              | その他のもの                   | その面積1平方メートル1月につき | 240           |
|                                            | アーチ                          | 車道を横断するもの                | 1基1月につき          | 2, 400        |
|                                            |                              | その他のもの                   |                  | 1, 200        |
| 令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条                       |                              |                          | 占用面積1平方メー        | 240           |

|                                         |           |       |
|-----------------------------------------|-----------|-------|
| 第 5 号に掲げる工事用材料                          | トル 1 月につき |       |
| 令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条<br>第 7 号に掲げる施設 |           | 1 7 0 |

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、道路占用料を改定するため必要があるからである。

議案第 19 号

知立市法定外公共用物管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 22 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市法定外公共用物管理条例の一部を改正する条例

知立市法定外公共用物管理条例（平成元年知立市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 10 条関係）

| 占用物件        |                 | 単位                   | 占用料        |
|-------------|-----------------|----------------------|------------|
| 電柱等の<br>工作物 | 第 1 種電柱         | 1 本 1 年につき           | 円<br>9 5 0 |
|             | 第 2 種電柱         |                      | 1 , 5 0 0  |
|             | 第 3 種電柱         |                      | 2 , 0 0 0  |
|             | 第 1 種電話柱        |                      | 8 5 0      |
|             | 第 2 種電話柱        |                      | 1 , 4 0 0  |
|             | 第 3 種電話柱        |                      | 1 , 9 0 0  |
|             | その他の柱類          |                      | 8 5        |
|             | 共架電線その他上空に設ける線類 | 長さ 1 メートル 1 年        | 9          |
|             | 地下に設ける電線その他の線類  | につき                  | 5          |
|             | 路上に設ける変圧器       | 1 個 1 年につき           | 8 3 0      |
|             | 地下に設ける変圧器       | 占用面積 1 平方メートル 1 年につき | 5 1 0      |
|             | 変圧塔その他これに類するもの及 | 1 個 1 年につき           | 1 , 7 0 0  |

|                   |                                  |                 |                          |                                  |
|-------------------|----------------------------------|-----------------|--------------------------|----------------------------------|
|                   | び公衆電話所                           |                 |                          |                                  |
|                   | 郵便差出箱及び信書便差出箱                    |                 |                          | 7 2 0                            |
|                   | 広告塔                              |                 |                          | 表示面積 1 平方メートル 1 年につき<br>2, 4 0 0 |
|                   | その他のもの                           |                 |                          | 占用面積 1 平方メートル 1 年につき<br>1, 7 0 0 |
| 地下埋設<br>管等の物<br>件 | 外径が 0.07 メートル未満のもの               |                 | 長さ 1 メートル 1 年<br>につき     | 3 6                              |
|                   | 外径が 0.07 メートル以上 0.1<br>メートル未満のもの |                 |                          | 5 1                              |
|                   | 外径が 0.1 メートル以上 0.15<br>メートル未満のもの |                 |                          | 7 7                              |
|                   | 外径が 0.15 メートル以上 0.2<br>メートル未満のもの |                 |                          | 1 0 0                            |
|                   | 外径が 0.2 メートル以上 0.3 メ<br>ートル未満のもの |                 |                          | 1 5 0                            |
|                   | 外径が 0.3 メートル以上 0.4 メ<br>ートル未満のもの |                 |                          | 2 0 0                            |
|                   | 外径が 0.4 メートル以上 0.7 メ<br>ートル未満のもの |                 |                          | 3 6 0                            |
|                   | 外径が 0.7 メートル以上 1 メー<br>トル未満のもの   |                 |                          | 5 1 0                            |
|                   | 外径が 1 メートル以上のもの                  |                 |                          | 1, 0 0 0                         |
| 鉄道等の施設            |                                  |                 | 占用面積 1 平方メー<br>トル 1 年につき | 1, 7 0 0                         |
| 通路等の<br>施設        | 地下街及び地下<br>室                     | 階数が 1 のもの       |                          | A に 0.00<br>5 を乗じて<br>得た額        |
|                   |                                  | 階数が 2 のもの       |                          | A に 0.00<br>8 を乗じて<br>得た額        |
|                   |                                  | 階数が 3 以上の<br>もの |                          | A に 0.01<br>を乗じて得                |

|           |                          |                          |                      |          |
|-----------|--------------------------|--------------------------|----------------------|----------|
|           |                          |                          |                      | た額       |
|           | 上空に設ける通路                 |                          |                      | 1, 2 0 0 |
|           | 地下に設ける通路                 |                          |                      | 7 1 0    |
|           | その他のもの                   |                          |                      | 1, 7 0 0 |
| 露店等の施設    | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの |                          | 占用面積 1 平方メートル 1 日につき | 2 4      |
|           | その他のもの                   |                          | 占用面積 1 平方メートル 1 月につき | 2 4 0    |
| 看板、旗ざお等物件 | 看板（アーチで<br>あるものを除く。）     | 一時的に設けるもの                | 表示面積 1 平方メートル 1 月につき | 2 4 0    |
|           |                          | その他のもの                   | 表示面積 1 平方メートル 1 年につき | 2, 4 0 0 |
|           | 標識                       |                          | 1 本 1 年につき           | 1, 4 0 0 |
|           | 旗ざお                      | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 1 本 1 日につき           | 2 4      |
|           |                          | その他のもの                   | 1 本 1 月につき           | 2 4 0    |
|           | 幕（工事用施設であるものを除く。）        | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | その面積 1 平方メートル 1 日につき | 2 4      |
|           |                          | その他のもの                   | その面積 1 平方メートル 1 月につき | 2 4 0    |
|           | アーチ                      | 車道を横断するもの                | 1 基 1 月につき           | 2, 4 0 0 |
|           |                          | その他のもの                   |                      | 1, 2 0 0 |
|           | 工事用施設及び工事用材料             |                          | 占用面積 1 平方メートル 1 月につき | 2 4 0    |
|           | 仮設建築物及び一時収容施設            |                          |                      | 1 7 0    |

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

#### 提案理由

この案を提出するのは、知立市道路占用料条例の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 20 号

知立市準用河川占用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 22 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市準用河川占用料条例の一部を改正する条例

知立市準用河川占用料条例（平成 12 年知立市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

| 占用の種類     | 区分                                 | 単位               | 占用料        |
|-----------|------------------------------------|------------------|------------|
| 柱類を設置する場合 | 第 1 種電柱                            | 1 本 1 年につき       | 円<br>9 5 0 |
|           | 第 2 種電柱                            |                  | 1 , 5 0 0  |
|           | 第 3 種電柱                            |                  | 2 , 0 0 0  |
|           | 第 1 種電話柱                           |                  | 8 5 0      |
|           | 第 2 種電話柱                           |                  | 1 , 4 0 0  |
|           | 第 3 種電話柱                           |                  | 1 , 9 0 0  |
|           | その他の柱類                             |                  | 8 5        |
| 管類を設置する場合 | 外径が 0 . 0 7 メートル未満のもの              | 長さ 1 メートル 1 年につき | 3 6        |
|           | 外径が 0 . 0 7 メートル以上 0 . 1 メートル未満のもの |                  | 5 1        |
|           | 外径が 0 . 1 メートル以                    |                  | 7 7        |

|                     |                                          |          |
|---------------------|------------------------------------------|----------|
|                     | 上 0. 1 5 メートル未満<br>のもの                   |          |
|                     | 外径が 0. 1 5 メートル<br>以上 0. 2 メートル未満<br>のもの | 1 0 0    |
|                     | 外径が 0. 2 メートル以<br>上 0. 3 メートル未満の<br>もの   | 1 5 0    |
|                     | 外径が 0. 3 メートル以<br>上 0. 4 メートル未満の<br>もの   | 2 0 0    |
|                     | 外径が 0. 4 メートル以<br>上 0. 7 メートル未満の<br>もの   | 3 6 0    |
|                     | 外径が 0. 7 メートル以<br>上 1 メートル未満のもの          | 5 1 0    |
|                     | 外径が 1 メートル以上の<br>もの                      | 1, 0 0 0 |
| 橋りょう、通路及び暗きよを設置する場合 | 1 平方メートル 1<br>年につき                       | 1 8 0    |
| その他河川区域を占用する場合      | 1 平方メートル 1<br>年につき                       | 2 5 0    |

#### 附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

#### 提案理由

この案を提出するのは、準用河川に係る土地占用料を改定するため必要があるからである。

## 議案第 21 号

知立市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 22 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

知立市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（令和 2 年知立市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 法第 18 条の 2 第 1 項の規定により定められた知立市の都市計画に関する基本的な方針において産業促進拠点として利用を図ることとされている地域で、市長が指定する土地の区域（以下「指定区域」という。）内において行うこと。
- (2) 開発区域に、次に掲げる土地の区域を含まないこと。

ア 令第 29 条の 9 第 1 号から第 6 号までに掲げる区域（市長が認める安全上及び避難上の対策が講じられている土地の区域を除く。）

イ アに掲げるもののほか、令第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまでに掲げる土地の区域として市長が認める土地の区域

第 3 条第 1 項第 8 号を削り、同項第 9 号を同項第 8 号とし、同条第 2 項第 2 号中「前項第 2 号」を「前項第 1 号」に改める。

第 4 条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 指定区域内において行うこと。
- (2) 建築物の新築等を行う土地の区域に、次に掲げる土地の区域を含まないこと。

ア 令第 29 条の 9 第 1 号から第 6 号までに掲げる区域（市長が認める安全上

及び避難上の対策が講じられている土地の区域を除く。)

イ アに掲げるもののほか、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として市長が認める土地の区域

第4条中第8号を削り、第9号を第8号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第35条の2第1項又は第43条第1項の規定によりされた許可の申請であつて、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る同法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為又は都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更については、改正後の知立市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例第3条第1項又は第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、都市計画法施行令の一部改正に伴い必要があるからである。

## 議案第 22 号

愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少  
及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 31 日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から尾張旭市長久手市衛生組合を脱退させることとし、愛知県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することを関係地方公共団体と協議するので、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 22 日提出

知立市長 林 郁 夫

愛知県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

愛知県市町村職員退職手当組合規約（昭和 33 年愛知県市町村職員退職手当組合規約第 1 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「知多南部衛生組合 尾張旭市長久手市衛生組合」を「知多南部衛生組合」に改める。

別表第 2 の 1 区の項中「長久手市 尾張旭市長久手市衛生組合」を「長久手市」に改める。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、愛知県市町村職員退職手当組合から尾張旭市長久手市衛生組合を脱退させることに伴い必要があるからである。

## 議案第 23 号

### 市道路線の認定について

市道路線を認定したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 22 日提出

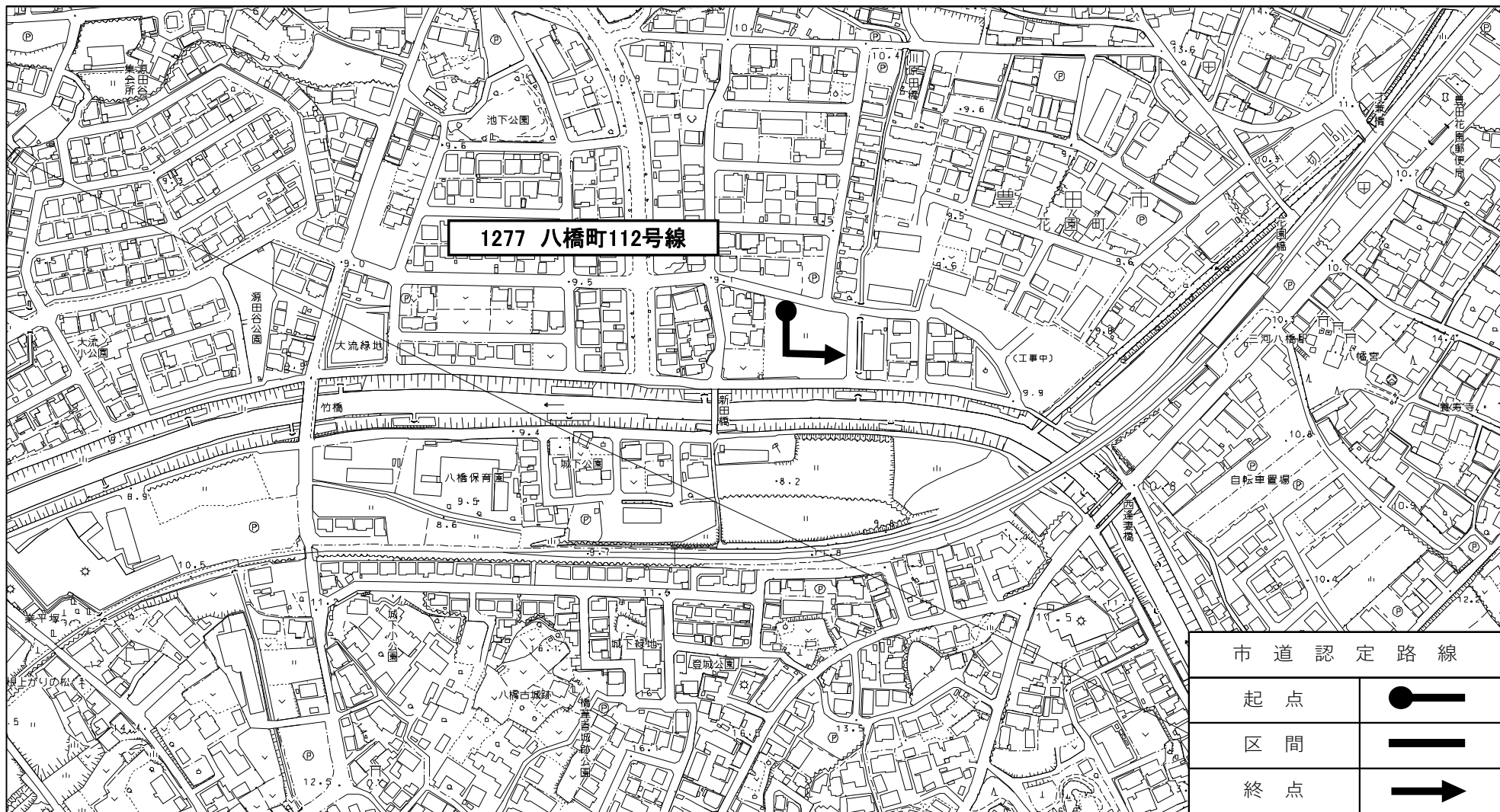
知立市長 林 郁 夫

### 提案理由

この案を提出するのは、新たに道路の維持管理をするため市道として認定する必要があるからである。

## 認定路線

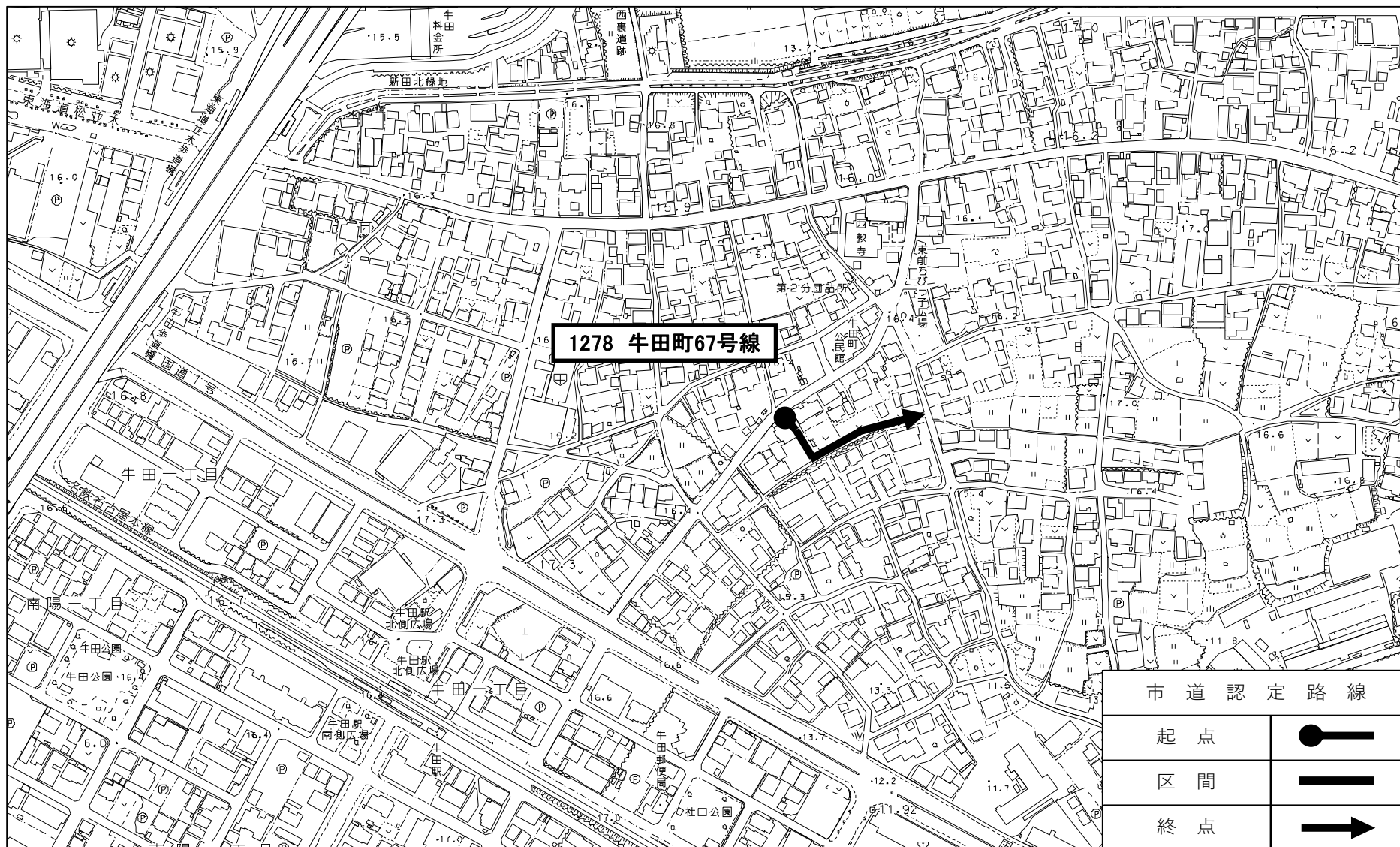
| 整理番号 | 路 線 名        | 起 点    | 終 点    |
|------|--------------|--------|--------|
| 1277 | 八橋町 1 1 2 号線 | 八橋町川原田 | 八橋町川原田 |
| 1278 | 牛田町 6 7 号線   | 牛田町西屋敷 | 牛田町西屋敷 |
| 2363 | 新林町 6 0 号線   | 新林町本林  | 新林町本林  |
| 3496 | 新林町 6 1 号線   | 新林町北林  | 新林町北林  |
| 3497 | 新林町 6 2 号線   | 新林町北林  | 新林町北林  |
| 3498 | 新林町 6 3 号線   | 新林町新林  | 新林町新林  |

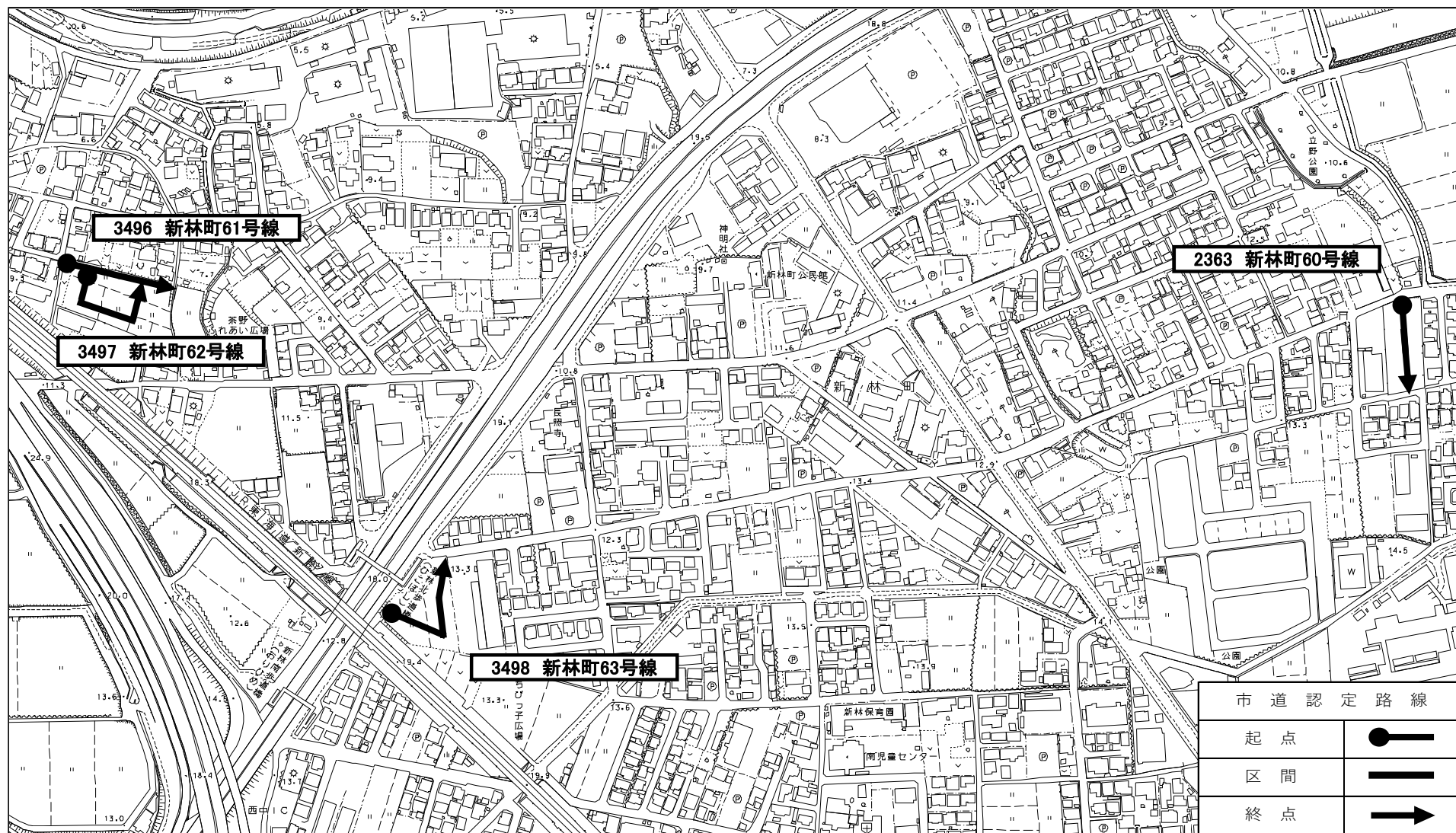


1277 八橋町112号線



| 市道認定路線 |  |
|--------|--|
| 起点     |  |
| 区間     |  |
| 終点     |  |





## 議案第 24 号

### 工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 4 年 2 月 22 日提出

知立市長 林 郁 夫

### 記

- |   |         |                                             |
|---|---------|---------------------------------------------|
| 1 | 工 事 名   | トイレ改修工事（知立中学校）                              |
| 2 | 工 事 場 所 | 知立市 広見二丁目 地内                                |
| 3 | 工事の概要   | 建築工事、電気設備工事、機械設備工事                          |
| 4 | 請負契約金額  | 金 1 6 3 , 9 0 0 , 0 0 0 円                   |
| 5 | 請負契約者   | 知立市西町宮後 5 6 番地<br>共和建設工業株式会社<br>代表取締役 藤澤 幸兄 |
| 6 | 契約の方法   | 一般競争入札                                      |

### 提案理由

この案を提出するのは、知立中学校のトイレ改修工事施行のため必要があるからである。

|                                              |  |                |         |            |       |
|----------------------------------------------|--|----------------|---------|------------|-------|
| 入札書比較価格 事前公表                                 |  | 金151,900,000円  |         | 落札率 98.1 % |       |
| 入 札 執 行 調 書                                  |  |                |         |            |       |
| 令和 4 年 1 月 2 4 日 執行                          |  |                |         |            |       |
| 工 事 名                                        |  | トイレ改修工事（知立中学校） |         |            |       |
| 路線等の名称                                       |  | 知立中学校          |         |            |       |
| 工 事 場 所                                      |  | 知立市広見二丁目地内     |         |            |       |
| 入 札 者 氏 名                                    |  | 入札書記載金額        | 評価点     | 評価値        | 備 考   |
| 中一建設工業（株）                                    |  | 150,000,000    | 117.000 | 1.184      |       |
| 野々山建設（株）                                     |  | 151,500,000    | 117.000 | 1.173      |       |
| 共和建設工業（株）                                    |  | 149,000,000    | 120.000 | 1.223      | 落札    |
|                                              |  |                |         |            |       |
|                                              |  |                |         |            |       |
|                                              |  |                |         |            |       |
|                                              |  |                |         |            |       |
|                                              |  |                |         |            |       |
|                                              |  |                |         |            |       |
|                                              |  |                |         |            |       |
|                                              |  |                |         |            |       |
|                                              |  |                |         |            |       |
|                                              |  |                |         |            |       |
|                                              |  |                |         |            |       |
|                                              |  |                |         |            |       |
| ※ 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。 |  |                |         |            | 落札者決定 |

